

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

幸手市長 木村 純夫

市町村名 (市町村コード)	幸手市 (11240)	
地域名 (地域内農業集落名)	八代地区 (上戸、安戸上、安戸中、安戸下、中原、浮合、吉野本田、吉野新田、天神島本田、天神島中坪、天神島新田、天神島くつわ瀬、吉岡、平須賀上株、平須賀中株、平須賀下株、赤木、外郷内、神扇上、神扇東、平野本田、平野新田、中野、長間本田、長間新田、蛭子)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月8日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、市の中央部に位置する水田地帯で水稲を中心に作付が行われている。多くの担い手が混在し、農地の集約化に向けては担い手同士の連携が必要であるため、地域協議を重ねながら目標地図の実現を目指していく。
 また、畑作農家の減少により狭小地等の担い手がない状況であるため、新規参入や既存農業者の支援をしながら地域内の農地全体をカバーできる体制を目指していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の農地の集積・集約化の意向が高いため、農地所有者に対し農地中間管理事業の活用を進めるとともに補助事業等を活用し、圃場の大区画化など耕作がしやすい環境整備を行い、水田を中心とした担い手への農地の集約を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	505.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	408.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を目指す農業者に、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を図ることを基本としつつ、自作を含め、多様な担い手による農用地の有効利用を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の農地中間管理事業の利用意向は高まっているが、農地所有者の制度の認知率が低く利用率が低い状況であるため、担い手と市が連携し利用率の向上を目指していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
規模拡大を目指す農業者への農地の集積・集約を図るため、機構集積協力金等を活用した基盤整備事業を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
幸手市農業技術銀行運営協議会にて定めた農作業委託にかかる基準単価を参考に埼玉みずほ農業協同組合や地域内の農作業受託希望者と相談し作業を依頼することで、遊休農地発生を防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を低減した農作物の栽培の取組拡大を推進していく。
- ⑦神扇落土地改良区、多面的機能支払交付金活動組織(外郷内前排水路管理組合、長間排水路管理組合、戸島地区環境保全協議会)を中心とした、地域で農地や農業用排水路の保全・管理等を推進していく。